

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎ 045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

表敬訪問

カリフォルニア州法律家協会

2月22日、カリフォルニア州法律家協会（CLA）と友好協定を締結した。そして、カリフォルニア州サンディエゴで9月15日から17日まで開催されたCLAの年次総会に招待され、高岡俊之会長を団長として表敬訪問した。

年次総会1日目の9月15日、CLAの国際法セクション（ILS）の企画により、CLAと友好協定を締結している他の外国弁護士会の弁護士とともに、当会訪問団は南カリフォルニア地区の連邦地方裁判所の見学に行

った。同裁判所はとても立派な建物で、大きな窓ガラスがたくさんあるという開放的な感じがなんともアメリカらしい雰囲気であった。法廷内では弁護士人席に座らせてもらった。弁護士

慮して、壁を除いてほとんどがスチール素材でできていた。

年次総会2日目の9月16日、CLA年次総会会場のホテルにおいて、2022年度ウォーレン・M・クリストファー賞の授賞式とレセプションが行われ、当会訪問団も招待され出席した。同賞は、ILSによって、毎年、国際的な法の支配又は国際法の実践における顕著な功績を残した弁護士に授与されるものである。

今年度は、ダニエル・M・コルキー氏が受賞した。同氏は、カリフォルニア州で、米国内初の国際仲裁州法の法案起草に携わり、約25年にわたり、同州の国際仲裁実務を牽引して、その発展に貢献し、その功績が称えられ受賞に至った。

カリフォルニア州連邦地方裁判所にてCLAのメンバー等と撮影

まで以上に裁判所によるコンピュータネットワークを駆使した裁判の運用を進めているようだ。また、法廷からドアで繋がる刑事被告人の待合室などの、収容施設も見学させてもらった。厳重なセキュリティが施され、安全性を考

受賞後は、同氏によるスピーチが行われ、さらに、その後、高岡会長によるスピーチも行われた。高岡会長は、当会とCLAとの間で友好協定を結ぶことができたこと、表敬訪問の形でサンディエゴを訪問できたことに深く喜びの意を表するとともに、昨今のロシアによるウクライナ侵攻で多くの命が失われたことに哀悼の意を表し、差別なき世界平和の実現に向け

2022年度 第2回 関弁連地区別懇談会
日時 2023年1月24日（火）13:00～17:00（懇談会）17:30～（懇親会）
場所 ホテルメトロポリタン高崎
懇談会については、ハイブリット開催（Zoomウェビナー併用）
懇親会については、人数制限を設ける場合があります。



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

憲法施行75年 連続シンポ 第3回

安全保障の ジレンマに警鐘

憲法施行75年・連続シンポ第3回「敵基地攻撃

能力と日米一体化」が9月26日に当会会館で開催された。

講演後、質疑応答も盛んに行われた

講師は防衛シヤナリストの半田滋氏である。標記のテーマで、ロシアのウクライナ侵攻に際し、アメリカがウクライナに無償の兵器提供を行ってウクライナの人の犠牲によりロシ

アを弱体化させるという狙いを有していることや、アメリカが台湾有事（中国の台湾への軍事侵攻）を利用して日本有事を作り出そうとしている状況等をメインテーマとして、日本が敵基地攻撃能力保有に向けて進んでいる状況についての解説が行われた。

敵基地攻撃能力は相手の中枢機能までも攻撃の対象とするものである。アメリカの意向を踏まえて日本は軍事費を増加させており、敵基地攻撃能力を保有しようとする状況に至っている。

来年開催されるスポーツの祭典と聞いて、何を思い浮かべるだろうか▼私が特に楽しみにしているのは、2019年に日本を興奮の渦に巻き込んだ「ラグビーワールドカップ」である。開催地のフランスでは、パリを中心に9つの都市で熱戦が繰り広げられる▼前回大会で初のベスト8に進んだ日本代表は、チリ、イングランド、サモア、アルゼンチンと予選を戦う。イングランド、アルゼンチンという強豪国が同組に入ったが、予選を突破して前回以上の成績を残すことを楽しみにしている▼私がラグビーにハマった3年前の秋、世界各国から集まった観客で超満員となったスタジアムは、笑顔と歓声に包まれていた。その後、世界の状況が一変したことはご承知のとおりである▼ラグビーの誕生は、イギリスのラグビー校のサッカー選手が試合中にサッカーボールを両手でつかんでおり、2023年は、ボールを両手でつかんでから200年目の節目、記念すべき10回目のワールドカップだそうだが、前回大会までと同様に、代表選手の熱気、観客の笑顔と歓声が溢れ、感動をもたらす大会になることを願わずにはいられない。

（井上 晴彦）

山ゆり

来年開催されるスポーツの祭典と聞いて、何を思い浮かべるだろうか▼私が特に楽しみにしているのは、2019年に日本を興奮の渦に巻き込んだ「ラグビーワールドカップ」である。開催地のフランスでは、パリを中心に9つの都市で熱戦が繰り広げられる▼前回大会で初のベスト8に進んだ日本代表は、チリ、イングランド、サモア、アルゼンチンと予選を戦う。イングランド、アルゼンチンという強豪国が同組に入ったが、予選を突破して前回以上の成績を残すことを楽しみにしている▼私がラグビーにハマった3年前の秋、世界各国から集まった観客で超満員となったスタジアムは、笑顔と歓声に包まれていた。その後、世界の状況が一変したことはご承知のとおりである▼ラグビーの誕生は、イギリスのラグビー校のサッカー選手が試合中にサッカーボールを両手でつかんでおり、2023年は、ボールを両手でつかんでから200年目の節目、記念すべき10回目のワールドカップだそうだが、前回大会までと同様に、代表選手の熱気、観客の笑顔と歓声が溢れ、感動をもたらす大会になることを願わずにはいられない。

（井上 晴彦）

執行部に女性会員の声をお届けします！

9月2日、毎年恒例と

なっている「女性会員の

意見を聞く
会」が開催
された。本

会合は、平
成31年2月
22日の臨時
総会で採択
された男女
共同参画基
本計画に基
づいて、理
事者に対し
て女性会員
の意見を届
け、その意
見を適切に
会務に反映
してもらう
ことを目的

初のハイブリッド開催！

今年、会館での現地
開催に加えて、Zoom
による参加方法を導入
し、初のハイブリッドに
よる開催となった。参加
者は、理事者と女性会員
のほか、男女共同参画推
進本部の委員を合わせた
計36名であった。

当日、参加者は、5グ
ループ（うち1グループ
はZoom）に分かれた
後、各グループにおいて
「女性会員のキャリアア
プラン」というテーマを中
心に意見交換が行われ

た。参加者においては、
キャリア形成に当たって
の経験談や悩みを始めと
して、委員会等の会務へ
の参加や意見を述べるに
当たっての悩み、子育て
や介護等との両立に当た
っての工夫や悩み、女性
会員に対する業務妨害、
業務上の差別など、上記
テーマに限らず、多岐に
わたり、修習期や立場の
違いを超えて、活発な議
論が交わされた。

「男女共同参画」とい
う単語自体は、耳にして
久しいものである。しか
し、本会合の参加者には、
当会においても、まだ女
性会員の声が十分に届い
ていない。実際に、参
加者からは、本会合での
交流・意見交換が自身の
キャリア形成・日常業務
にとつて視座を高める良
い刺激となっており、来
年もまた参加したいとの
声も多く上がっている。
第4回目の本会合で
は、多くの女性会員の参
加があったものの、女性
会員の意見を反映した、
より良い会務の実現のた
めには、修習期や立場に
限らず、より多くの女性
会員の参加が重要であ
る。ぜひ、また来年開催
予定の本会合にも参加し
て、その声を理事者に届
けていただきたい。

（会員 長谷川 拓也）

情報セキュリティを考えるを

はじめましょう

その 36

弁護士情報セキュリティ規程

基本規程等が事件記録の
保管等を定め、平成25（2
013）年にはガイドラ
インが策定されていまし
た（その後改訂）。
ただ、前者は不十分、
後者には規範性がないこ
とから、規範性ある最低
限の通則策定が急務でし
た。これは、直接には刑
事事件のIT化が検討開
始されたことを契機とす
るものですが、DX時代
に弁護士業務で扱う情報
を考えれば、当然の流れ
ともいえます。

新たに7条が定められ
ました。努力目標に留ま
らず、「しなければなら
ない」として義務も定め
られ、実務に少なからぬ
影響があると考えられま
す。

1条で目的、2条で定
義が定められます。「取
扱情報」には、電子情報
だけでなく、紙媒体等あ
らゆる情報が含まれま
す。つまり、本規程はIT
に限定された規程では
ありません。
3条では、対象情報の
基本的な取扱方法を策定
することが義務とされま
す。
4条では、組織的、人
的、物理的及び技術的な
安全管理措置の構築が義
務とされ、弁護士以外の
事務職員等にも対策を講
じさせなければならな
いとされます。
5条では、作成、利用、
廃棄その他情報のライフ

今回は、6月の日弁連
総会で可決され、2年以
下、「本規程」の解説で
す。以前より弁護士職務

影響があると考えられま
す。

5条では、作成、利用、
廃棄その他情報のライフ

（会員 中道 徹）

司法から見た神奈川の150年 第15回

昭和前期の神奈川の司法をどう描くか

創立150年会史編纂特別委員会

副委員長

間部

俊明

連載はまだ大正時代が
終わったところである。
これから昭和に入るが、
どういう視点で昭和前期
の神奈川の司法を描くか
をメモしてみたい。

1つは、連載第1回で
触れたが、平成の司法改
革の基本理念を示した司
法制度改革審議会意見書
（2001年6月）冒頭
部分である。曰く、わが
国は、いわゆるバブル崩
壊後の「困難な状況の中
にあって」「この国の
かたち」の再構築に関わ
る一連の諸改革」に取り
組んできたが、政治改革、
行政改革等」に続く『最後
のかねめ』が今般の司法
改革である。

「近代の幕開け以来の
苦闘に充ちた我が国の歴
史」を省察しつつ、司法
制度改革の根本的な課題
を「法の精神、法の支配
がこの国の血肉と化し、
『この国のかたち』とな
るために、一体何をなさ
なければならぬのか」、
『日本国憲法のよって立
つ個人の尊重（憲法第13
条）と国民主権（同前文、
第1条）が真の意味にお
いて実現されるために何
が必要とされているのか
」を明らかにすることに
ある」とした。

そして、「21世紀の我
が国社会にあつては、司
法の役割の重要性が飛躍
的に増大する」ので、「法
曹の質・量を大幅に拡充
することは不可欠」とし

た。その上で、司法に期
待される役割は、「ただ
一人の声であつても、真
摯に語られる正義の言葉
には、真剣に耳が傾けら
れなければならない、その
ことは、我々国民一人ひ
とりにとつて、かけがえ
のない人生を懸命に生き
る一人の人間としての尊
厳と誇りに関わる問題で
ある」とした。

2つ目は、前記意見書
から20年が経過した今と
いう時代から歴史を振り
返るといふ視点である。
今年、裁判所職員定員法
の改正法によつて判事補
の定数が40人削減され
た。家事事件の新受件数
が著しく増加し、成年後
見、貧困、児童虐待など
家庭裁判所の役割が大き
くなつており、裁判官や
調査官の増員が求められ
ている。にもかかわらず、
定員を削減するのは時代

に逆行している。しかも、
その理由が、充員ができ
ていないからというので
は、わが国の司法はいさ
さか危機的ではないか。
参議院法務委員会の質
疑では、若者がなりた
い職業ランキングで裁判官
が97位であることが指摘
された。裁判所あるいは
司法が、若者から見て頼
もしい存在と映っていない
ことの裏返しであろ
う。若い世代に司法の重
要性に気づいてもらうに
は、彼らと歴史を遡つて
司法について考える必要
があろう。

この連載は、会員向け
ではあるが、社会の上記
動きも念頭において、次
回からは、戦争に至る昭
和前期の司法が、「真摯
に語られる正義の言葉に
真剣に耳を傾ける司法で
あつたのか」を考えたい。



連載

BC級戦犯 横浜裁判

第5回

大類武雄弁護士が 取り組んだ27号事件(後編)

会員 庄司 道弘

昭和31年度当会会長
大類武雄弁護士

大類武雄弁護士が担当したのは、大阪地区広畑俘虜収容所に勤務していた一衛生兵であった。大類弁護士は担当した衛生兵の罪状項目は8項目にわたるが、赤十字の医薬品を盗んだ点を除いて、ほぼ複数の俘虜に対する虐待・酷遇に関するものである。被害者は、収容所にいた40名の俘虜である。俘虜の証言がまとめられた宣誓供述書は証拠として採用されるが、米国に帰国している者に対する反対尋問が得意な横濱裁判であり、「赤十字の医薬品を盗んだ点を除いて、ほぼ複数の俘虜に対する虐待・酷遇に関するものである。被害者は、収容所にいた40名の俘虜である。俘虜の証言がまとめられた宣誓供述書は証拠として採用されるが、米国に帰国している者に対する反対尋問が得意な横濱裁判であり、イタリヤ人がいた所からは、米軍俘虜の姿が見えないなど客観事実を取り上げ、「イタリヤ人の供述内容に信憑性がない」など反証を試みたが、

採用されなかった。また、「赤十字の医薬品は米軍のものではなく、当時の日本政府のものであるから、仮に盗んだという事があったとしても日本政府に対する罪は成立しても、米軍俘虜に対する罪は成立しない」と大類弁護士らしい理屈を述べているが、採用されなかった。

最終弁論で、客観的証拠が極めて乏しいことをあげて、無罪若しくは微罪を主張したが、スウィート検事は、言い逃れだとして絞首刑を求刑した。結果として、重労働30年の判決が宣告された。

BC級戦犯横浜裁判は、決して文明により裁かれた裁判ではない。近代刑法の原則は何一つそこには存在しない。

日本初の合議制が 生まれた地で…

会員 岸本 寛之 (60期)

常議員会
の い ま

大河ドラマにハマるADR制度を紹介した8月号に続き本年2回目の寄稿である。前回の原稿提出後、今の大河ドラマ既放映分27話を一気に観た。同ドラマは、2代目将軍・源頼家を牽制する宿老13人の御家人をタイルの由来とし、諸説ある中、これを「日本初の合議制」として描いた。私達の神奈川県は、日本で初めて合議制による政が行われた地であった。第27話はその13人体制が発足した回。今年初めて常議員となった私は、「合議制」にこじつけてドラマとの縁を感じたのであった。そんな13人衆は、執筆

時点で残り7人。謀略渦巻く鎌倉では、一つ間違えれば一族滅亡となる。生きて退場したのは未だ足立遠元、唯一人(第38回「時を継ぐ者」で北条時政失脚?)…おっと、常議員会へと話を戻そう。

常議員会、合議制メンバーになってみて「オンベレブンバー」

常議員会では、各委員会の議論、理事者や他の常議員の先生方のお考えさせられることもある。自分の価値観や思考方法との違いを感じることもあるが、それでも、多様な意見に揉まれて出た結論は説得力が増すから、意見はたくさん出た方がよいと思っている。

え、日弁連の活動報告など貴重な情報に溢れ、また、決議では、賛成、反対、棄権の三択を迫られる。これぞ合議制! これまで無関心だった事柄でもお構いなしに、膨大な資料が提示されて「お前はどこまで考えているんだ」と課題を突きつけられる。傍観者で終わらないよう1回は発言しようと思うのだが、きつと要領を得ない発言で困惑させたらどうしよう、一度ではない。そのたびに、自分の底の浅さを感じる。

将来弁護士を目指す中学生(時を継ぐ者)と裁判傍聴、弁護士会見学を行った(筆者は左端)

理事者室
だより

副会長 姜 文江

意見発信のススメ

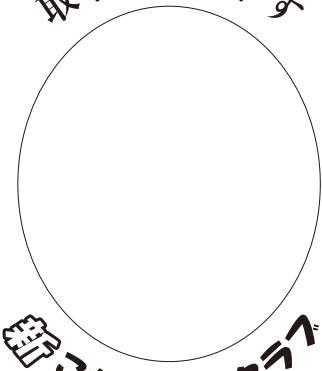
理事者会で取り上げられる議題は多種多様である。今まで考えたことのないテーマもある。それでも執行部として方針や結論を出さなければならぬ。時間的余裕がなく意見を述べられなかったこともあるが、私はかな

え、日弁連の活動報告など貴重な情報に溢れ、また、決議では、賛成、反対、棄権の三択を迫られる。これぞ合議制! これまで無関心だった事柄でもお構いなしに、膨大な資料が提示されて「お前はどこまで考えているんだ」と課題を突きつけられる。傍観者で終わらないよう1回は発言しようと思うのだが、きつと要領を得ない発言で困惑させたらどうしよう、一度ではない。そのたびに、自分の底の浅さを感じる。

え、日弁連の活動報告など貴重な情報に溢れ、また、決議では、賛成、反対、棄権の三択を迫られる。これぞ合議制! これまで無関心だった事柄でもお構いなしに、膨大な資料が提示されて「お前はどこまで考えているんだ」と課題を突きつけられる。傍観者で終わらないよう1回は発言しようと思うのだが、きつと要領を得ない発言で困惑させたらどうしよう、一度ではない。そのたびに、自分の底の浅さを感じる。

日々の司法原稿は、文字にする400字程が多い。頭を悩ませるのは出来事を短い字数以内に収める作業だ。入社して7年。上司から言われてきたのは「記事になるのは氷山の一角。取材対象者のことを考えて、使われない部分の取材をその数倍、数十倍尽くせ」という言葉だ。

取材を尽くす



皆さん記者クラブ

「一番苦しい思いをした我が子の思いに、少しでも寄り添うことができた」。今年7月29日に横浜地裁であった損害賠償事件の判決後、6年以上戦い続けてきた遺族の母親は、記者会見で涙ながらに語った。毎日新聞で扱ったコメントは一文のみだったが、会見では母親のこれまでの

年3月に署内で拳銃自殺したことを巡るもの。上司からミスを叱責されたことなどから不安定な精神状態だったにもかかわらず、

母親は記者会見で「長い裁判には迷いもあった」と吐露。胸をなで下ろしていたが、県警側は8月に「承服したい事実誤認が認められた」と控訴した。司法の判断は高裁へと移り、遺族の戦いは続く。

記者の仕事は「判決原稿を書けば取材は終わり」だとは思っていない。今後の裁判の動向も注視することで、取材を尽くしていきたいと思う。(毎日新聞横浜支局 園部 仁史)

ペンギンに癒されて@旭川のホテル (自費です)

体験者に聞く

このたび、当会紛争解決センターに和解あつせんを申し立てたH先生(当会会員)に、インタビューした。

Q なぜ、当センターに申し立てることを考えたのでしょうか。

2回の期日で和解に至り、餌付けをしないことを約束してもらったことができました。

Q あつせん人が弁護士であることについて、良かった点がありますか。

単に「相手はこう言ってますよ」と伝えるだけでなく、法的な意見を述べるなどして、和解に至るよう、あつせんしてくれた点がとても良かったです。

Q センターに申し立てたのは、どのような案件ですか。

アパートのオーナーから依頼を受けた案件でした。アパートの賃借人の方が、アパートの敷地内で、小動物に対し餌付け

賃貸借契約の解除が法的に認められるか、判断が難しい事案でしたし、仮に、訴訟提起した場合、解除事由の有無に問題がフォーカスされてしまう可能性もありましたので、柔軟な手続で早期解決を目指すことが可能な、ADRを選択しました。

Q 実際に早期に解決することはできましたか。

インタビューを担当した筆者

Q 最後に、当センターでは、当事者に手続費用を負担していただいておりますが、費用負担の面で依頼者の方に不満はなかったでしょうか。

最後に、当センターでは、当事者に手続費用を負担していただいておりますが、費用負担の面で依頼者の方に不満はなかったでしょうか。

このたびは、インタビューにお答えいただき、ありがとうございます。(会員 矢島 健生)

青森県風力発電事業

現地調査

9月3～5日、第二東京弁護士会の環境保全委員会と当会の公害・環境問題委員会との合同で、青森県で進行中の風力発電事業につき現地調査を行った。

横浜市の約4割に相当

する1万7300haの事業区域には、十和田八幡平国立公園の一部が含まれる。

まれ、国立公園と地続きの八甲田山系の山々が連なる。その尾根という尾根に、最高200mの風力発電機が並ぶ(事業区域全体で120～150基)。直径160mのブレードを山頂へ運ぶ運搬路造成のための森林伐採は幅二十数m、発電機を並べる尾根はライン状に伐採される見込みだ。

市民団体によると、八甲田の森の多くは保水力の高いブナで、原生林は、伐採すれば元に戻るまでに4～500年を要する。気候変動を肌で感じる昨今、洪水や土砂災害が心配だ。

8月初旬、事業者が国立公園を事業区域から外す旨発表した。事業者の環境配慮として報道されたが、内実は、尾根上に存在する国立公園境界の内から外へ設置位置をずらすだけで、同一尾根上に発電機を並べる予定という。

9月4日、市民団体の案内で、風力発電機を並べる複数の尾根を望み眺望点を回った。国立公園の内外を問わず、湿地や沢が豊富な手付かずの自然が広がる。この地が選ばれた理由は「風況」である。しかし、設置予定の発電機が稼働できるのは風速25mまでであるのに対し、冬の八甲田山頂では風速25mは日常であり、風速35～40mも珍しくない。冬期に稼働できるのか。確かめるはずの風況タワーは、風が比較的穏やかな山向こうにしか設置されていない。

生物多様性・水源涵養・災害防止等の観点から、八甲田の自然は次世代に受け継ぐべき貴重な資源であり、それを破壊しての再エネ事業では本末転倒である。

温暖化対策として再エネ拡大が国策とされ、各地で多くの新規事業が行われる一方で、再エネ事業による開発を規制する法律はない。最善策を模索するはずの環境影響評価法の手続は脆弱であるが、守るべきものが守られるよう、今、最大限の努力が求められている。(会員 幸 裕子)

二井との合同調査、睡蓮沼にて(筆者は2列目中央)

合気道と私

会員 遠矢 登

稽古前の筆者

私ごと、修習33期で1981年に弁護士登録をし、1984年に独立開業してそれ以来、思いのままに生きて来て、あれからうん十年、早くも74歳の黄昏時となつてしまった。

若かりし弁護士登録直

忙による交感神経の緊張

と血管の萎縮、そして浅い呼吸が続いたことによる脳への酸素供給不足が原因と判断した私は、仕事をセーブするとともに、呼吸法の本を読んで実践し、併せて、長年「やめなきゃよかった」と思い続けてきた合気道を再開することにした。

すると合気道を始めたとともに脳虚血症状は全くなくなり、心身とも健康を取り戻すことができた。

この「ぶつからない、相手と一体になって導く」という理念は、弁護士の仕事にも、そして調

停委員や司法委員の仕事にも大変役に立ち、早稲かつ円満で、「依頼者よし、相手方よし、世間よし」の三方良しの紛争解決に大きく寄与することができると思われる。

2010年に「この世で初段」を目指して再開した合気道、2020年に四段となり、今は「この世で五段」を目指しているが、「60、70花ならつばみ、80、90花盛り」と言うらしいので、これから

も、健康で、強く、自由かつ伸びやかに生きて行き、お迎えが来たら素直に迎いたいと思っている。

編集後記

1面記事の校正中、思い立って調べてみたところ、当新聞に海外の弁護士会との往来が掲載されたのは2019年12月号以来でした。

デスク 吉田 正穂
記者 新倉 武
井上 晴彦
笠間 哲史
杉本 桃子
濱崎 亮
仲戸川優樹